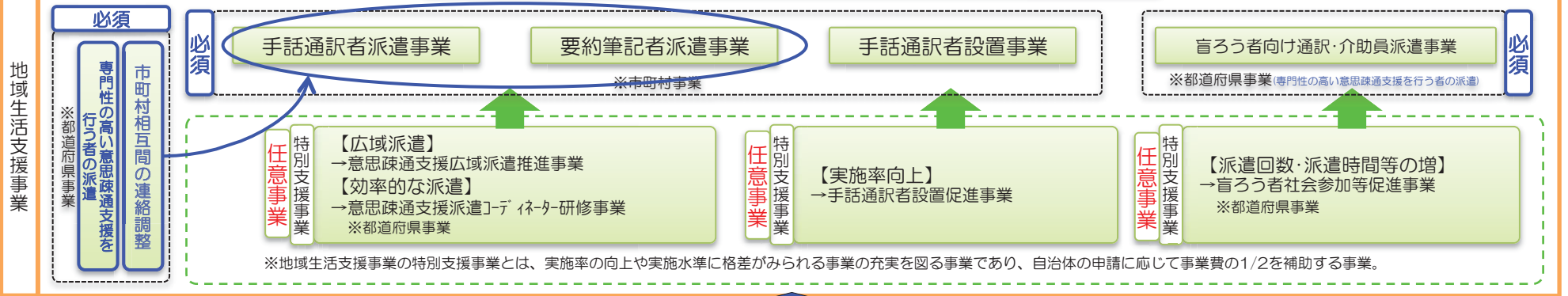
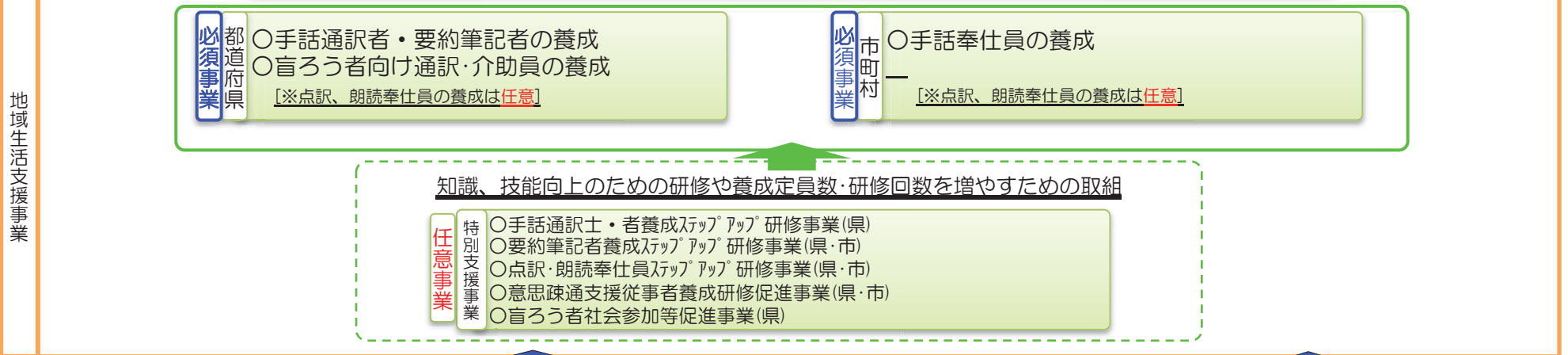


障害者総合支援法の意味疎通支援(概要) (平成25年4月1日～)

都道府県・市町村で支援者の派遣



都道府県・市町村で養成研修を実施【必須】



国で指導者を養成

- 団体委託費
- 社会福祉法人 全国手話研修センター(手話奉仕員・手話通訳者の指導者の養成)
 - 社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター(要約筆記者の指導者の養成)
 - 社会福祉法人 全国盲ろう者協会(盲ろう者通訳・介助員の養成)
※盲ろう者協会主催の研修修了者は指導者として活用が可能
- 国
- 国立障害者リハビリテーションセンター(盲ろう者通訳・介助員の指導者の養成)

国で現任研修を実施

- 団体委託費
- 全国手話研修センター
→手話通訳士・者の現任研修を実施
 - 全国盲ろう者協会
→盲ろう者通訳・介助員の現任研修を実施

障害者総合支援法の意味疎通支援の内容(概要①)

※地域生活支援事業の必須事業として実施するものを整理している。

		手話通訳	要約筆記	触手話及び指点字
養成	市町村 【意思疎通支援を行う者の養成】	手話奉仕員の養成	—	—
	都道府県 【特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成】	手話通訳者の養成	要約筆記者の養成	盲ろう者向け 通訳・介助員の養成
設置	市町村 【意思疎通支援を行う者の設置】	手話通訳者の設置 (手話通訳士を含む)	※1	※1
	都道府県	—	—	—
派遣	市町村 【意思疎通支援を行う者の派遣】	手話通訳者の派遣 (手話通訳士を含む)	要約筆記者の派遣	—
	都道府県 【特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣】	・複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演、講義等 ・市町村が派遣できない場合 などへの派遣を想定。		盲ろう者向け 通訳・介助員の派遣
連絡調整	都道府県 【派遣に係る市町村相互間の連絡調整】	A市在住の者が同都道府県B市(又は他都道府県C市)に出向く場合などにおいて、都道府県が両市間の派遣調整を行うことなどを想定。		—

(※1)意思疎通支援を行う者の設置については、手話通訳者の設置が望ましいが、要約筆記、触手話及び指点字等を行う支援者等の設置についても必要に応じて設置すれば、必須事業を実施したものと取り扱われる。

障害者総合支援法の意味疎通支援の内容(概要②)

【手話通訳関係】

		必須事業	任意事業(特別支援事業)
養成	市 町 村	手話奉仕員の養成	意思疎通支援従事者養成研修促進事業
	都 道 府 県	手話通訳者の養成	手話通訳士・手話通訳者養成ステップアップ研修事業 意思疎通支援従事者養成研修促進事業
設置	市 町 村	手話通訳者(手話通訳士を含む)の設置	手話通訳者設置促進事業
	都 道 府 県	—	手話通訳者設置促進事業
派遣	市 町 村	手話通訳者(手話通訳士を含む)の派遣	意思疎通支援派遣コーディネート研修事業、意思疎通支援広域派遣推進事業
	都 道 府 県	複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演、講義等への派遣、市町村が派遣できない場合などへの派遣を想定。	意思疎通支援派遣コーディネート研修事業 意思疎通支援広域派遣推進事業
連絡調整	都 道 府 県	A市在住の者が同都道府県B市(又は他都道府県C市)に出向く場合などにおいて、都道府県が両市間の派遣調整を行うことなどを想定。	意思疎通支援広域派遣推進事業

【要約筆記関係】

		必須事業	任意事業(特別支援事業)
養成	市 町 村	—	要約筆記養成ステップアップ研修事業、意思疎通支援従事者養成研修促進事業
	都 道 府 県	要約筆記者の養成	要約筆記養成ステップアップ研修事業、意思疎通支援従事者養成研修促進事業
設置	市 町 村	—	—
	都 道 府 県	—	—
派遣	市 町 村	要約筆記者の派遣	意思疎通支援派遣コーディネート研修事業、意思疎通支援広域派遣推進事業
	都 道 府 県	複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演、講義等への派遣、市町村が派遣できない場合などへの派遣を想定。	意思疎通支援派遣コーディネート研修事業 意思疎通支援広域派遣推進事業
連絡調整	都 道 府 県	A市在住の者が同都道府県B市(又は他都道府県C市)に出向く場合などにおいて、都道府県が両市間の派遣調整を行うことなどを想定。	意思疎通支援広域派遣推進事業

【触手話及び指点字関係】

		必須事業	任意事業(特別支援事業)
養成	市 町 村	—	—
	都 道 府 県	盲ろう者向け通訳・介助員の養成	盲ろう者社会参加等促進事業(通訳・介助員養成促進事業)
設置	市 町 村	—	—
	都 道 府 県	—	—
派遣	市 町 村	—	—
	都 道 府 県	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	盲ろう者社会参加等促進事業(通訳・介助員派遣利用促進事業)

地域生活支援事業について

【事業の目的】

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して地域で暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

【事業の性格】

- (1) 事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効率的・効果的な事業実施が可能である事業
 - [地域の特性] 地理的条件や社会資源の状況
 - [柔軟な形態] ①委託契約、広域連合等の活用
 - ②突発的なニーズに臨機応変に対応が可能
 - ③個別給付では対応できない複数の利用者への対応が可能
- (2) 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業（事業の実施内容は地方が決定）
- (3) 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも想定できる
※ ただし、地域生活支援事業単独で行うことも可。
- (4) 障害者保健福祉サービスに関する普及啓発等の事業

【財源】 補助金（一部交付税措置あり）※市町村等の事業全体に補助する統合補助金として補助

【都道府県事業】 国1/2以内で補助

【市町村事業】 国1/2以内、都道府県1/4以内で補助

【予算額】 26年度 462億円

地域生活支援事業一覧

市町村地域生活支援事業

【必須事業】

- ア 理解促進研修・啓発事業
- イ 自発的活動支援事業
- ウ 相談支援事業
- エ 成年後見制度利用支援事業
- オ 成年後見制度法人後見支援事業
- カ 意志疎通支援事業
- キ 日常生活用具給付等事業
- ク 手話奉仕員養成研修事業
- ケ 移動支援事業
- コ 地域活動支援センター機能強化事業

【任意事業】

- (日常生活支援) 1. 福祉ホームの運営 2. 訪問入浴サービス 3. 生活訓練等 4. 日中一時支援 5. 地域移行のための安心生活支援 6. 障害児支援体制整備 7. 巡回支援専門員整備 8. 相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保 9. その他日常生活支援
 - (社会参加支援) 1. スポーツ・レクリエーション教室開催等 2. 文化芸術活動振興 3. 点字・声の広報等発行 4. 奉仕員養成研修 5. 自動車運転免許取得・改造助成 6. その他社会参加支援
 - (権利擁護支援) 1. 成年後見制度普及啓発 2. 障害者虐待防止対策支援 3. その他権利擁護支援
 - (就業・就労支援) 1. 盲人ホームの運営 2. 重度障害者在宅就労支援(バーチャル工房支援) 3. 更生訓練費給付 4. 知的障害者職親委託 5. その他就業・就労支援
- 障害程度区分認定等事務

地域生活支援事業一覧

都道府県地域生活支援事業

【必須事業】

- ア 専門性の高い相談支援事業
- イ 専門性の高い意志疎通支援を行う者の養成研修事業
- ウ 専門性の高い意志疎通支援を行う者の派遣事業
- エ 意志疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
- オ 広域的な支援事業
- カ サービス・相談支援者、指導者育成事業

【任意事業】

- (日常生活支援) 1. 福祉ホームの運営 2. オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)社会適応訓練 3. 音声機能障害者発声訓練 4. 発達障害者支援体制整備 5. 児童発達支援センター等の機能強化等 6. 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進 7. その他日常生活支援
- (社会参加支援) 1. 手話通訳設置 2. 字幕入り映像ライブラリーの提供 3. 点字・声の広報等発行 4. 点字による即時情報ネットワーク 5. 障害者ITサポートセンター運営 6. パソコンボランティア養成・派遣 7. 都道府県障害者社会参加推進センター運営 8. 身体障害者補助犬育成 9. 奉仕員養成研修 10. スポーツ・レクリエーション教室開催等 11. 文化芸術活動振興 12. サービス提供者情報提供等 13. その他社会参加支援
- (権利擁護支援) 1. 成年後見制度普及啓発 2. 成年後見制度法人後見支援 3. 障害者虐待防止対策支援 4. その他権利擁護支援
- (就業・就労支援) 1. 盲人ホームの運営 2. 重度障害者在宅就労促進(バーチャル工房支援) 3. 一般就労移行等促進 4. 障害者就業・生活支援センター体制強化等 5. その他就業・就労支援
- (重度障害者に係る市町村特別支援)

地域生活支援事業一覧

特別支援事業

市町村地域生活支援事業及び都道府県地域生活支援事業に定める事業以外の事業であって、市町村及び都道府県の判断により、事業の実施が遅れている地域の支援を行う事業、実施水準に格差が見られる事業の充実を図る事業その他別に定める事業並びに社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。(地域生活支援事業実施要綱3(3))

1 対象事業

- ① 意思疎通支援従事者ステップアップ研修事業
- ② 意思疎通支援従事者養成研修促進事業
- ③ 意思疎通支援充実強化事業
- ④ 要約筆記者派遣事業従事者資質向上特別支援事業
- ⑤ 盲ろう者社会参加等促進事業
- ⑥ 障害者情報支援促進事業
- ⑦ 視覚障害者移動支援事業従事者資質向上特別支援事業
- ⑧ 盲人ホーム事業(A型)
- ⑨ その他特別支援事業

地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について

各都道府県 指定都市 中核市 民生主管部(局)長あて

平成25年3月27日障企自発0327第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知

- 障害者自立支援法における地域生活支援事業で実施してきた手話通訳等を行う者の派遣又は養成を行う事業については、市町村と都道府県が行う事業の専門性の差異が明確ではなく、市町村と都道府県の役割分担が明確でないこと、広域的な派遣等について都道府県の関与が明確ではなかったこと等の課題があった。
- このため、平成25年4月1日から施行される「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)」(以下「障害者総合支援法」という。)における地域生活支援事業では、これらの課題を解消する観点から、意思疎通支援の強化を図ることとしている。
- 特に市町村及び都道府県が行う意思疎通支援を行う者のうち手話通訳者及び要約筆記者の派遣に関する主な内容については、下記のとおりとなるので、意思疎通支援を行う者の派遣に係る事業を実施の際は、本通知で示す意思疎通支援事業実施要綱を参考に事業実施を検討されたい。
- 貴職におかれては御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に対する周知につきご配慮願いたい。

1 市町村が実施する意思疎通支援を行う者の派遣について

市町村においては、地域生活支援事業の必須事業として、少なくとも手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行う事業を実施することになる。

事業の実施方法については、地域における事業実施の差異を解消する観点から、別紙1の区市町村意思疎通支援事業実施要綱を参考に実施するように努められたい。

また、別添では、区市町村意思疎通支援事業実施要綱の解釈等について記載しているので、実施要綱を作成する際の参考にされたい。

2 都道府県が実施する意思疎通支援を行う者の派遣等について

意思疎通支援を行う者のうち手話通訳者及び要約筆記者の派遣は、市町村地域生活支援事業の必須事項であるため、原則、市町村が実施することになる。都道府県では、市町村相互間の連絡調整等を経てもなお、市町村が手話通訳者及び要約筆記者の派遣を実施できない場合等に手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業を実施する必要がある。

平成25年4月1日から施行される障害者総合支援法における地域生活支援事業では、「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣」及び「意思疎通支援を行う者(手話通訳者及び要約筆記者)の派遣に係る市町村相互間の連絡調整」が新たに都道府県地域生活支援事業の必須事項となることから、都道府県意思疎通支援事業実施要綱を別紙2のとおり作成したので、本実施要綱を参考に事業を実施するように努められたい。

また、別添の区市町村意思疎通支援事業実施要綱の解釈等についても、実施要綱を作成する際に参考となると考えられることから活用されたい。